

## 公共基準点使用の注意事項

- 1 公共基準点の使用する際には、使用者は公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を提出し、公共基準点使用承認を受けること。  
※愛知県土地家屋調査士会に所属の場合は、使用承認済みです。
- 2 現地での公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 3 施設内の立ち入りは、土曜、日曜、祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 4 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 5 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 6 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 7 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 8 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。

- (1) 公共基準点使用報告書（様式第3号）
- (2) 使用した公共基準点
- (3) 精度管理表
- (4) 成果表、網図の写しなど

※使用者が愛知県土地家屋調査士会に所属の場合は、「公共基準点使用報告について」を表紙として提出してください。